

塩谷町告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定する。

その関係図書は、塩谷町役場建設水道課において、令和6年3月5日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月4日

塩谷町長 見形 和久

路 線 名	別紙のとおり
占用を制限する区域	別紙のとおり
制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。
占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
占用の制限の開始時期	令和6年4月1日

R5道路の占用制限告示一覧表【塩谷町】

No	路線 番号	道路の種類	路線名	区 間			
1	49	町道	芦場大宮線	塩谷町芦場新田[国道461号交点]	から	塩谷町飯岡[塩谷町総合公園前]	まで
2	20	町道	清水宮本線	塩谷町船生[国道461号(船生バイパス)交点]	から	塩谷町船生[道の駅 湧水の郷しおや前]	まで